

藤沢市議会定例会議案
(第2冊)

2023年(令和5年)2月14日提出

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例
藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように
改正する。

第6条中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例第6条の規定は、この条例の
施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る
出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、出産育児一時金の支給金額が引き上げられることに伴
い、所要の改正をする必要による。